

議案第 14 号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

（提案理由）

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により協議したいので、本案を提出する。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和 43 年 2 月 29 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（議員の定数及び選挙の方法）

第 5 条 組合の議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の定数は 5 人とし、別表第 2 に掲げる構成団体（以下この条において「選挙区団体」という。）の議会の議長が選挙区

団体の議会の議長のうちから同表の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数を選挙する。

第6条第2項中「構成団体の長又は」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2

組合議員選挙区及び議員定数

	選挙区	選挙区 定数
第1区	福生市 羽村市 あきる野市 阿伎留病院 企業団 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工 業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組 合 西秋川衛生組合 福生病院組合	1
第2区	東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山 市 柳泉園組合 湖南衛生組合 小平・村 山・大和衛生組合 多摩六都科学館組合	1
第3区	狛江市 多摩市 稲城市 多摩川衛生組合 東京都三市収益事業組合 多摩ニュータウ ン環境組合 稲城・府中墓苑組合	1
第4区	瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 瑞 穂斎場組合 秋川流域斎場組合	1
第5区	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅 村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原 村	1

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行する。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約 新旧対照表

新	旧												
<p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(議員の定数及び選挙の方法)</p> <p>第5条 組合の議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)の定数は5人とし、別表第2に掲げる構成団体(以下この条において「選挙区団体」という。)の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちから同表の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数を選挙する。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 議員が_____構成団体議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。</p> <p>第7条及び第8条 略</p> <p>第3章及び第4章 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2</p> <p>組合議員選挙区及び議員定数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center;">選挙区</th> <th style="text-align: center;">選挙区 定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 1 区</td> <td>福生市 羽村市 あきる野市 阿伎留病院企業団 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 福生病院組合</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> </tr> </tbody> </table>		選挙区	選挙区 定数	第 1 区	福生市 羽村市 あきる野市 阿伎留病院企業団 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 福生病院組合	1	<p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(議員の定数及び選挙の方法)</p> <p>第5条 組合の議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)の定数は10人とし、別表第2に掲げる選挙区ごとに、選挙区の欄に掲げる構成団体(以下この条において「選挙区団体」という。)の長が選挙区団体の長のうちから、選挙区団体の議会の議長が選挙区団体の議会の議長のうちからそれぞれ同表の選挙区定数の欄に掲げる選挙区定数の各半数を選挙する。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 議員が構成団体の長又は構成団体議会の議長の職を失ったときは、その職を失う。</p> <p>第7条及び第8条 略</p> <p>第3章及び第4章 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2</p> <p>組合議員選挙区及び議員定数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center;">選挙区</th> <th style="text-align: center;">選挙区 定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 1 区</td> <td>福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 阿伎留病院企業団 瑞穂斎場組合 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 秋川流域斎場組合 福生病院組合</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">4</td> </tr> </tbody> </table>		選挙区	選挙区 定数	第 1 区	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 阿伎留病院企業団 瑞穂斎場組合 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 秋川流域斎場組合 福生病院組合	4
	選挙区	選挙区 定数											
第 1 区	福生市 羽村市 あきる野市 阿伎留病院企業団 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 福生病院組合	1											
	選挙区	選挙区 定数											
第 1 区	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 阿伎留病院企業団 瑞穂斎場組合 西多摩衛生組合 青梅、羽村地区工業用水道企業団 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 秋川流域斎場組合 福生病院組合	4											

第 2 区	東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 柳泉園組合 湖 南衛生組合 小平・村山・大和 衛生組合 多摩六都科学館組合	1
第 3 区	狛江市 多摩市 稲城市 多摩 川衛生組合 東京都三市収益事 業組合 多摩ニュータウン環境 組合 稲城・府中墓苑組合	1
第 4 区	瑞穂町 日の出町 檜原村 奥 多摩町 瑞穂斎場組合 秋川流 域斎場組合	1
第 5 区	大島町 利島村 新島村 神津 島村 三宅村 御蔵島村 八丈 町 青ヶ島村 小笠原村	1

第 2 区	狛江市 東大和市 清瀬市 東 久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 柳泉園組合 湖南衛 生組合 多摩川衛生組合 小 平・村山・大和衛生組合 東京 都三市収益事業組合 多摩ニュ ータウン環境組合 稲城・府中 墓苑組合 多摩六都科学館組合	4
第 3 区	大島町 利島町 新島村 神津 島村 三宅村 御蔵島村 八丈 町 青ヶ島村 小笠原村	2

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日  
から施行する。